

会計年度任用職員の採用の無効について

令和3年6月14日  
郡山市こども部  
こども政策課  
担当：伊藤 恵美  
TEL：924-3801

本市会計年度任用職員が、採用時において地方公務員法第16条第1号に規定する欠格条項に該当していたことが判明したため、令和3年6月11日付けで当該職員の採用を無効としました。

1 所属及び職名

- ・所属 こども政策課
- ・職名 会計年度任用職員（放課後児童クラブ支援員）

2 採用年月日

令和2年5月1日

3 給与の返還

採用から勤務日までについては、労務の提供があるので給料の返還は求めない。

なお、今後につきましては、次の対応を図ります。

○ 対応策

- ・採用面接時において、欠格条項に該当していない旨、書面で確認を行う。
- ・現在採用している放課後児童クラブ支援員についても、欠格条項に該当していない旨、書面で確認を行う。

地方公務員法

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者